

主な指摘事項【介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム（地域密着型含む）】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	施設介護サービス費の支給	・施設介護サービス事業者は、施設介護サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした被保険者に対し、領収証を発行すること。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者についての記載がない。 ・利用料の利用者負担額について、1割負担の内容のみの記載となっていた（2割3割負担についても記載すること）。	2件
運営	入退所	・優先的な入所に関する取扱いについては、透明性及び公平性を求められる為、入所判定委員会の内容について議事録等の記録を作成し保管しておくこと。 ・優先的な入所を決定する利用者については、その優先とした理由を選定委員会の議事録等に明記すること。	4件
運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	・身体的拘束等について報告するための様式が整備されていない。 ・身体的拘束等を必要とする理由と実際に行う拘束の内容との整合性が取れていない記録が見られた。 ・身体的拘束等を行っている入所者について、適正化のための検討記録を保管していない期間があった。 ・身体的拘束等の継続実施のカンファレンスを担当の介護職員1名で決定し記録を行っているケースが見られたため、適正化のための検討については身体的拘束適正化検討委員会において検討すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について、指針に基づいた研修プログラムを作成するとともに、全員が研修を受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。また、新規採用時についても実施した記録を保管すること。	5件
運営	施設サービス計画の作成	・施設サービス計画書の原案の内容について、入所者又はその家族に対する説明がされていないもの及び文書による同意を得ていないものが見られた。	1件
運営	食事:品質管理と評価	年に1回は嗜好調査を実施し、献立に反映させること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・機能訓練指導員として配置されている者について、その職種、日々の勤務時間及び兼務の状況等が明確でないため、雇用契約書又は辞令書及び勤務表（出勤簿）においてこれらの内容を明確にすること。	1件
運営	衛生管理等	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修について、新規採用者を含め全員が受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	4件
運営	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・施設サービスの提供により外部医療機関等に受診が必要な事故が発生した場合は、速やかに明石市に報告すること。 ・事故が発生した場合（ヒヤリハットを含む）に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための研修について、新規採用者を含め全員が受講したことが分かるよう報告書を提出させるなど記録を残すこと。	3件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	・一部の入所者について、個別機能訓練計画に対する同意が得られていないにもかかわらず算定していた。 ・一部の入所者について、個別機能訓練計画に対する同意が得られていない期間や、個別機能訓練を実施していない日があるにもかかわらず算定していた。 ・入所者の個別機能訓練に関する実施記録において、実施時間・訓練内容・担当者等の記載が確認できなかった。	2件

主な指摘事項【介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム（地域密着型含む）】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	栄養マネジメント加 算	・栄養ケア計画の変更が必要な場合はサービス担当者会議等で多職種と検討し、変更を行うこと。また、管理栄養士が会議に出席できる体制を整えること。	1件
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	看護体制加算Ⅱ	・夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備、看護職員不在時の介護職員による入所者の観察項目の標準化などが行われていなかったため、速やかにこれらを行い、介護職員及び看護職員にその内容を周知すること。	1件
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	口腔衛生管理体制加 算	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が月1回以上行われるべきところ、介護職員が当該技術的助言及び指導を受けたことを確認できる記録がない月が多数見受けられた。また、当該技術的助言及び指導を看護職員のみが受けており介護職員が受けていないケースも見受けられた。 ・歯科衛生士が技術的助言及び指導を行う場合は、歯科医師からの指示内容の要点について口腔ケアマネジメント計画に記載しておくこと。	2件
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	日常生活継続支援加 算	日常生活継続支援加算の算定にあたって、以下の点について不備が見受けられた。 ・認知症である者（「日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者」をいう。）の日常生活自立度の決定にあたっては医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとし、これらが無い場合は「認定調査票（基本調査）」の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるべきところ、いずれの方法にも拠らず事業所独自の判定により決定されていた。 ・算定に係る届出を行った月以降においても、認知症である者の割合が毎月において所定の割合以上であることが必要であり、かつ当該割合については毎月記録することにより確認するべきところ、その記録及び確認が行われていなかった。	1件
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	療養食加算	食事箋は医師のサイン漏れがないよう、体制を整えること。	1件
介護給 付費の 算定及 び取扱 い	褥瘡マネジメント加 算	・褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して褥瘡ケア計画を作成していることが確認できなかった。 ・入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録すべきところ、褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施した内容や入所者の状態の記録が確認できなかった。	1件